

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに静岡県に意見書を提出することができる。

令和5年11月14日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 川勝平太

1 都市計画の種類及び名称

榛南・南遠広域都市計画道路 3・4・29号池新田東部線

3・4・30号池新田中央線

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する計画図表示のとおり

3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

（郵便番号420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）

御前崎市建設経済部都市政策課

（郵便番号437-1692 御前崎市池新田5585番地）

4 縦覧期間

令和5年11月14日（火）から令和5年11月28日（火）まで

（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）